

神戸親和女子大学児童教育学会会則

第一条 本会は神戸親和女子大学児童教育学会と称し、その事務局を神戸親和女子大学児童教育学科合同研究室に置く。

第二条 本会は、児童教育関連諸科学の研究の促進と研究成果の発表を目的とする。

第三条 本会は第二条の目的を達成するために次の活動を行う。

一 機関誌『児童教育学研究』、『教育のひろば』の刊行。

二 その他本会の目的を達成するために必要と認められた活動。

第四条 本会の会員は次の通りとする。

一 正会員―本学科の教員、在学生、及び希望する卒業生

二 特別会員―本会によって認められた者。

三 機関誌掲載については、編集委員会がこれを決定する。

第五条 本会の役員と任務は次の通りとする。

一 会長一名。

二 会長の選出は専任教員の互選による。会長は会の統轄運営に当たる。

二 委員若干名。

委員の選出は専任教員の互選による。委員は機関誌の編集・庶務・会計その他本会の活動に必要な業務を分担する。会計を担当する

委員は毎年一回会計報告を行う。

第六条 役員は任期は一年とし、重任を妨げない。

第七条 会員は入会費千円、会費年額千円を納入する。在学生は秋学期授業料の納入時に併せて、会費を納入する。

第八条 会員は機関誌の配布を受け、本会の行う行事に参加することができる。

第九条 この会則の変更は会員の議決に基づいて行われる。

第十条 本会則は、一九八七年四月一日より施行する。

附則

本会則は、平成二十六（二〇一四）年四月一日より施行する。